

国士舘大学研究者行動規範

そもそも大学は、学術研究を行う研究機関であると同時に、その成果を次世代に伝える教育機関でもあり、学術研究の倫理的責任は重く、自らの行動を厳正に律する必要がある。

この基本認識の下に、国士舘大学（以下「本大学」という。）は、日本学術会議の声明「科学者の行動規範」等に呼応して、研究及び教育に対する信頼性と公正性を確保し、社会の進歩と発展に貢献する責務に応えることを目的とし、本学において研究に携わるすべての者（以下「研究者」という。）が遵守すべき行動規範を次のとおり定める。

1. 研究者の基本的責務

研究者は、社会規範や法令とその精神を遵守し、常に専門知識や技術の質を担保するとともに、真理の探究、人類健康と福祉、社会の安全と安寧、地球環境の持続性に貢献するという研究活動に伴う基本的責務に応えるよう努めなければならない。

2. 研究対象などへの配慮等

研究者は、自ら高い倫理性を持ち、基本的人権等の尊重と実験動物、環境等への十分な配慮を行い、倫理上及び利益相反における適切な手続と承認を得て、真摯な態度で研究を遂行する。また、研究者は、研究により得られた個人情報等を正当な理由なく他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。

3. 不正行為及び研究費の不正使用等の禁止並びにコンプライアンス

(1) 研究者は、研究におけるデータ等を厳重に管理し、捏造、改ざん、盗用などの不正行為は厳に行わない。不正行為にも加担せず、関係者にも行わさせない。

(2) 研究者は、資金配分機関ごとの使用ルール及び関係規則等を遵守し、適正に執行する。

研究費の不正受給を行わない。

4. 研究成果の公表等

研究成果の公表において、研究への貢献度を反映しない不適切なオーサーシップ、二重投稿や二重掲載などは、研究への信頼性を損なわせるため行わない。学会等における投稿・論文発表等に関する規定を遵守し、研究者間の情報交換等による研究の深化に努める。共同研究者等の他研究者の知的成果等の業績を正当に評価し、名誉や著作権及び知的財産権を尊重する。

5. 研究指導者としての責務

研究を指導する立場にある研究者は、不正が発生しないよう研究倫理に関する教育・研修を継続的に行い、相互に啓発し合うことにより指導し、研究者の研究活動の基本的責務等についての認識を深めるよう努める。

6. ハラスメントの禁止

研究者は、研究活動を推進するにあたり、本大学の「キャンパス・ハラスメント防止等に関する規程」の目的に則り、人権に係るいかなるハラスメントを行ってはならない。

7. 利益相反

研究者は、自らの研究、審査、評価、判断などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。